

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和6年9月26日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (運行管理者)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者又は運行管理補助者を選任しなければならない。また、当該規定により運行管理者又は運行管理補助者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

()

問2 (運行管理者等の選任)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一の営業所において複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者は、それらの業務を統括する安全統括管理者を選任しなければならない。

()

問3 (運送約款)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣にあらかじめ届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

()

問4 (事業計画)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業を営まない法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

()

問5 (欠格事由)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日前六十日以内にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

()

問6 (運行記録計による記録)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が7トン以上かつ最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計に記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

()

問7 (事業の適確な遂行)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、次に掲げる事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 一 事業用自動車を保管することができる自動車車庫の整備及び管理に関する事項

- 二 健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項
 - 三 前2号に掲げるもののほか、輸送の安全に係る事項以外の事項であってその事業を適確に遂行するために必要なもの
- ()

問8 (運行管理規程)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等(その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。)は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

()

問9 (変更登録)【道路運送車両法】

自動車の所有者は、登録されている使用者の氏名又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、道路運送車両法第13条の規定による移転登録又は第15条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

()

問10 (定義)【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を促進することをいう。

()

問11 (時間外、休日及び深夜の割増賃金)【労働基準法】

使用者が、労働基準法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働

させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以下の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

()

問12 (報告書の提出) 【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く)は、その使用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

()

問13 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

自動車運転者の拘束時間は、一箇月について二百八十四時間を超えず、かつ、一年について三千三百時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、一年について六箇月までは、一箇月について三百十時間まで延長することができ、かつ、一年について三千四百時間まで延長することができるものとする。また、ただし書きの場合において、一箇月の拘束時間が二百八十四時間を超える月が四箇月を超えて連続しないものとし、かつ、一箇月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が百時間未満となるよう努めるものとする。

()

問 1 4 (名義の利用等の禁止)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

()

問 1 5 (車両等の使用者の義務)【道路交通法】

車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するにあたって車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

()

問 1 6 (事故の記録)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を主たる事務所において3年間保存しなければならない。

()

問 1 7 (運行管理者の指導及び監督)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

運行管理者は、業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、一般貨物自動車運送事業者等に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

()

問 1 8 (事業者等の責務)【労働安全衛生法】

事業者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

()

問 1 9 (賃金台帳)【労働基準法】

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事

項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

()

問 2 0 (定期点検整備)【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、六月の期間ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

()

問 2 1 (公衆の利便を阻害する行為の禁止等)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。国土交通大臣は、この規定する行為があるときは、事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

()

問 2 2 (適正な取引の確保)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

()

問 2 3 (過労運転の防止)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかななければならない。貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務をさせてはならない。

()

問 2 4 (目的) 【道路運送法】

この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

()

問 2 5 (賠償予定の禁止) 【労働基準法】

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしなければならない。

()

Ⅱ. 次の問 2 6 から問 2 9 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 6 (第一種免許) 【道路交通法】

自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならないが、以下の内容のうち、第一種免許の種類と運転できる自動車等の種類が正しいものはどれか。①から③より 1 つ選び、() 内にその番号を記入しなさい。

① 免許の種類：大型免許

運転できる自動車等：大型自動車、準大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

② 免許の種類：中型免許

運転できる自動車等：中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

③ 免許の種類：準中型免許 運転できる自動車等：普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

()

問27 (事業報告書及び事業実績報告書)【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は次の①と②の報告書を所定の時期に提出しなければならぬことになっています。①と②のそれぞれの報告書について、報告期間及び提出時期として正しいものを次のア～カの中から選び、() 内に記入してください。

① 事業報告書

② 事業実績報告書

ア. 前年1月1日から12月31日までの期間に係るものを毎年3月31日まで

イ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年7月10日まで

ウ. 前年10月1日から9月30日までの期間に係るものを毎年12月31日まで

エ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内

オ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内

カ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後150日以内

① () ② ()

問28 (報告書の提出)【自動車事故報告規則】

次のア～オについて、自動車事故報告規則に照らし、貨物自動車運送事業者がその使用する事業用自動車で事故を起こした場合に自動車事故報告書を提出しなければならないものとして、正しいものを全て選び、() に記入しなさい。(完答)

ア. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの

イ. 高速自動車国道(高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。)において、自動車に積載されたものの一部が飛散したもの

ウ. 6台の自動車の接触を生じたもの

エ. 8人の負傷者を生じたもの

オ. 3人の重傷者を生じたもの ()

問 2 9 (許可の基準) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は貨物自動車運送事業法第三条の一般貨物自動車運送事業の許可をするにあたり、その許可基準として定められていない事項を、次の①から③より 1 つ選び、() 内にその番号を記入しなさい。

- ① 事業用自動車の数、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有するものであること。
- ② その事業の計画において適正な利益が確保され、事業用自動車の使用に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため適切なものであること。
- ③ その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。

()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和6年9月26日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (運行管理者)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者又は運行管理補助者を選任しなければならない。また、当該規定により運行管理者又は運行管理補助者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第18条第1, 3項

正「又は運行管理補助者」の一文は不要

(×)

問2 (運行管理者等の選任)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一の営業所において複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者は、それらの業務を統括する安全統括管理者を選任しなければならない。

(第18条第2項) 誤: 安全統括管理者 正: 統括運行管理者

(×)

問3 (運送約款)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣にあらかじめ届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第10条第1項

誤: あらかじめ届けなければならない。

正: 認可を受けなければならない。

(×)

問4 (事業計画)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を經營しない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業を經營しない法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

第30条第2項

(×)

誤：一般貨物自動車運送事業を經營しない法人が存続

正：一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続

問5 (欠格事由)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

(第5条2号) (○)

問6 (運行記録計による記録)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が7トン以上かつ最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計に記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

第9条 誤：7トン以上かつ・・・

正：7トン以上又は・・・

(×)

問7 (事業の適確な遂行)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、次に掲げる事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 一 事業用自動車を保管することができる自動車車庫の整備及び管理に関する事項

二 健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付
その他の事業の適正な運営に関する事項

三 前2号に掲げるもののほか、輸送の安全に係る事項以外の事項であ
ってその事業を適確に遂行するために必要なもの

(第24条の4第1項)

(○)

問8 (運行管理規程)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等(その事業の規模が国土交通省令で定める
規模未満であるものを除く。)は、運行管理者の職務及び権限、統括運行
管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並
びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する
規程を定めなければならない。

(第21条第1項)

正:「その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。」の一文は不要 (×)

問9 (変更登録)【道路運送車両法】

自動車の所有者は、登録されている使用者の氏名又は使用の本拠の位置
に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通
大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、道路運送車両
法第13条の規定による移転登録又は第15条の規定による永久抹消登
録の申請をすべき場合は、この限りでない。

(第12条第1項)

(正) 使用者の氏名の変更は変更登録に該当しない

(×)

問10 (定義)【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業
者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わ
ず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利
益に反して、一定の取引分野における競争を促進することをいう。

(第2条第5項)

誤: 促進 正: 実質的に制限

(×)

問11 (時間外、休日及び深夜の割増賃金)【労働基準法】

使用者が、労働基準法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働

させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以下の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第37条 誤：・・・五割以下の率で計算した。

正：・・・五割以上の率で計算した。(×)

問12 (報告書の提出)【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く)は、その使用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(第3条第1項)

(○)

問13 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

自動車運転者の拘束時間は、一箇月について二百八十四時間を超えず、かつ、一年について三千三百時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、一年について六箇月までは、一箇月について三百十時間まで延長することができる。かつ、一年について三千四百時間まで延長することができるものとする。また、ただし書きの場合において、一箇月の拘束時間が二百八十四時間を超える月が四箇月を超えて連続しないものとし、かつ、一箇月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が百時間未満となるよう努めるものとする。

第4条第1項

(×)

誤：一箇月の拘束時間が二百八十四時間を超える月が四箇月を超えて連続しないものとし

正：一箇月の拘束時間が二百八十四時間を超える月が三箇月を超えて連続しないものとし

問14 (名義の利用等の禁止)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

第27条第2項

(○)

問15 (車両等の使用者の義務)【道路交通法】

車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するにあたって車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

第74条第2項

(○)

問16 (事故の記録)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を主たる事務所において3年間保存しなければならない。

第9条の2 誤:主たる事務所において

正:当該事業用自動車の運行を管理する営業所

(×)

問17 (運行管理者の指導及び監督)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

運行管理者は、業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、一般貨物自動車運送事業者等に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

第22条「運行管理者」と「一般貨物自動車運送事業者等」が逆になる。

(×)

問18 (事業者等の責務)【労働安全衛生法】

事業者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

第4条 誤:事業者は、・・・

正:労働者は、・・・

(×)

問19 (賃金台帳)【労働基準法】

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事

項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

第108条

(○)

問20 (定期点検整備)【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、六月の期間ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

第48条 誤：六月 正：三月

(×)

問21 (公衆の利便を阻害する行為の禁止等)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。国土交通大臣は、この規定する行為があるときは、事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

第25条第3、4項

(○)

問22 (適正な取引の確保)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

第9条の4

(○)

問23 (過労運転の防止)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかななければならない。貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務をさせてはならない。

第3条第1、6項

(○)

問24 (目的) 【道路運送法】

この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

第1条 誤：国民経済の健全な発達に寄与すること 正：公共の福祉を増進すること (×)

問25 (賠償予定の禁止) 【労働基準法】

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしなければならない。

第16条 誤：契約をしなければならない。 正：契約をしてはならない。 (×)

II. 次の問26から問29の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問26 (第一種免許) 【道路交通法】

自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならないが、以下の内容のうち、第一種免許の種類と運転できる自動車等の種類が正しいものはどれか。①から③より1つ選び、() 内にその番号を記入しなさい。

① 免許の種類：大型免許

運転できる自動車等：大型自動車、準大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

② 免許の種類：中型免許

運転できる自動車等：中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

③ 免許の種類：準中型免許 運転できる自動車等：普通自動車、

小型特殊自動車及び原動機付自転車

(第85条) (②)

問27 (事業報告書及び事業実績報告書)【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は次の①と②の報告書を所定の時期に提出しなければならないことになっています。①と②のそれぞれの報告書について、報告期間及び提出時期として正しいものを次のア～カの中から選び、() 内に記入してください。

- ① 事業報告書
- ② 事業実績報告書

- ア. 前年1月1日から12月31日までの期間に係るものを毎年3月31日まで
- イ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年7月10日まで
- ウ. 前年10月1日から9月30日までの期間に係るものを毎年12月31日まで
- エ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内
- オ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内
- カ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後150日以内

(第2条)

① (エ) ② (イ)

問28 (報告書の提出)【自動車事故報告規則】

次のア～オについて、自動車事故報告規則に照らし、貨物自動車運送事業者がその使用する事業用自動車で事故を起こした場合に自動車事故報告書を提出しなければならないものとして、正しいものを全て選び、() に記入しなさい。(完答)

- ア. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- イ. 高速自動車国道(高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。)において、自動車に積載されたものの一部が飛散したもの
- ウ. 6台の自動車の接触を生じたもの
- エ. 8人の負傷者を生じたもの
- オ. 3人の重傷者を生じたもの

(ア、オ)

イ：(正) 自動車事故報告規則第2条第5項に規定されているものに限る。

ウ：(正) 10台以上

エ：(正) 10人以上

問29 (許可の基準)【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は貨物自動車運送事業法第三条の一般貨物自動車運送事業の許可をするにあたり、その許可基準として定められていない事項を、次の①から③より1つ選び、()内にその番号を記入しなさい。

- ① 事業用自動車の数、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有するものであること。
- ② その事業の計画において適正な利益が確保され、事業用自動車の使用に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため適切なものであること。
- ③ その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。

第6条

(②)

令和6年9月26日に行いました貨物自動車運送事業法令試験の合格者は以下のとおりです。

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R6.9.26	
受験者数	12	
合格者数	9	